

## 令和8年第3回浅川町議会定例会

### 議 事 日 程 (第3号)

令和8年6月12日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 承認第 2 号 専決処分の報告及びその承認について(浅川町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 2 承認第 3 号 専決処分の報告及びその承認について(令和7年度浅川町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 3 議案第28号 浅川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて
- 日程第 4 議案第29号 浅川町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第30号 吉田富三記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第31号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第32号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第33号 令和8年度浅川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第34号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第35号 令和8年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 同意第 4 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 5 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 6 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 7 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 8 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 9 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 発委第 1 号 浅川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 請願第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程の追加

日程第 28 発議第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程のとおり

日程第 28 発議第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

---

#### 出席議員（10名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 須 藤 孝 夫 君 | 2 番  | 富 永 勉 君   |
| 3 番 | 菅 野 朝 興 君 | 4 番  | 兼 子 長 一 君 |
| 5 番 | 木 田 治 喜 君 | 6 番  | 岡 部 宗 寿 君 |
| 7 番 | 須 藤 浩 二 君 | 8 番  | 上 野 信 直 君 |
| 9 番 | 会 田 哲 男 君 | 10 番 | 水 野 秀 一 君 |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                        |           |                    |               |
|------------------------|-----------|--------------------|---------------|
| 町 長                    | 江 田 文 男 君 | 副 町 長              | 栗 林 政 和 君     |
| 教 育 長                  | 塩 田 正 信 君 | 総 務 課 長            | 佐 川 建 治 君     |
| 会 計 管 理 者<br>兼 税 務 課 長 | 坂 本 克 幸 君 | 教 育 課 長            | 高 野 喜 寛 君     |
| 建設水道課長                 | 生 田 目 聡 君 | 農 政 課 長            | 関 根 恵 美 子 君   |
| 保健福祉課長                 | 田 子 広 子 君 | 企画商工課長             | 小 野 修 司 君     |
| 住 民 課 長                | 薄 井 俊 昭 君 | こ だ も 園 長          | 生 田 目 真 理 子 君 |
| 公 民 館 長<br>兼 図 書 館 長   | 鵜 澤 進 一 君 | 保 健 セ ン タ ー 長<br>所 | 矢 内 裕 子 君     |

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

|        |           |        |         |
|--------|-----------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 生 田 目 源 寿 | 会計年度任用 | 芳 賀 純 弓 |
|--------|-----------|--------|---------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 荒町団地の設計の工期と工事の発注時期の見通しを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、答弁いたします。

3月31日専決の住宅の荒町第2団地の委託料ですけれども、まず委託料につきましては、委託期間、10月程度までを今のところ考えております。

それで、実際に納品が早ければ、工事の発注時期も早まるものと思いますけれども、工事につきましては、3月31日までということですが、中東情勢等の影響もございますので、そちらにつきましては、今後ちょっとなかなかはっきりとしたことは見通せないという状況も考えられると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。

私、頭の中でちょっとこんがらがっているんですけれども、これ、荒町団地なのか、それとも荒町第2団地なのか。

今年の当初予算の概要の説明があったときに、協議会があったときに渡された資料では、荒町団地となっているんですね、荒町団地の改修工事を二千何百万で行うというふうになっていて、今回のやつは、荒町第2団地で、両方やるんですか。

ちょっと、その辺がちょっと、整理させてください。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、公営住宅の修繕につきましては、公営住宅の長寿命化修繕計画に基づきまして行っておりまして、それで荒町団地と、それから荒町第2団地とございます。それぞれ別でございます。

それで、荒町団地につきましては、設計が終わっておりまして、今年度当初予算のほうで改修工事費を計上して、これから今後発注予定ということです。

それから、3月31日専決で予算計上しました予算につきましては、国から追加で交付配分があったものでございまして、それで専決で補正予算を計上して、今度は修繕計画に基づきまして、荒町第2団地の、まずは設計を実施するということでございます。

それで、工事の予算につきましては、まだ今年度につきましては、国のほうの補正等があれば、追加で配分を受けられればという前提にはなってしまいますけれども、一応そのような前倒しの計画もあるというようなことでございます。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第3号 専決処分報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第28号 浅川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 現在の対象者、利用できる子どもの数と、これ、4月1日から既に実施されていると思いますので、これまでの実績がどうだったのかを1点目として伺います。

2点目ですけれども、この誰でも通園制度と併せて一緒に一時保育についても規則を整備して、4月1日から実施をするということでありましたけれども、これについてはどのようになっているのかも伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細になっておりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の現在の対象者になりますが、対象者につきましては、町内の把握できる人数とはなりますが、ゼロ歳6か月から1歳児までの町内の子どもの数が9名、うち入園者数ということで5名入園されておりますので、対象となる見込みの方は4名。1歳から2歳児につきましては19名対象者がおりまして、そのうち入園

者18名おりますので、実際に対象となり得る方は1名。2歳から3歳の児童につきましては25人おまして、うち入園されている方が23人おりますので、実際に利用をされると思われる人数は2名ということで、トータルで言いますと、ゼロ歳6か月から3歳までの浅川町の子ども的人数が53名、うち実際にこども園に入園されている方が46名おりますので、対象となり得る子どもの数としては7名の方が対象となって、利用されるのではないかというふうに見込まれております。

その後の、2点目の実績につきましては、現在のところ、ございません。

3点目の、併せて通園制度と一緒に一時保育、それらの制度ということで、どうなんだというおたしだと思いますが、こちらのほうも規則のほうで定めまして、一時預かりという形で、今年度からきちんと制度化して預かるような対応という形になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 一時保育に関しては、規則をつくったということで、これ、まだ実績は、やはり誰でも通園制度と同じように、実績はないという理解でよろしいですかね。

あと、対象者に対する周知ですね。こういう制度ができたので、利用できますよという周知なんですけれども、これはどのようにされているのか伺います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

今回の条例の議決をいただきましたらば、条例の公布後に関係規則等の手続も進めまして、まずはホームページ等で周知を考えておりますが、対象となり得る方、先ほど申し上げましたとおり7名ということもございますので、保健センター等で実施しております健診とかそういったときに、直接資料を配付するなどして周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1つだけ確認させていただきたいなと思ひまして。今回のあれは、令和7年度の第6回に提出されたものとは全く別物ということでよろしいんですね。説明のときも、そういうような、受けましたので、再度確認させていただきます。

それから、今回の条例については「特定」とつくのですが、この「特定」の意味というのはどういう意味なのか、これも確認だけさせていただきます。

それから、今までですと、他町村の方を受け入れた場合に協定等を結んでいたと思うんですが、今回ののは、協定等は要らないんでしょうか。

そこの3点だけ、ちょっと確認させていただきたいなと思ひます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

教育課資料の1の2ページをご覧いただきたいと思うんですが、そちらのほうにも記載してございます。

令和7年度の第6回浅川町議会定例会、12月議会の段階では、乳児等の通園支援事業の設備及び運営ということで、それらに関する基準という形になりますので、この段階では、例えば施設の、教室の面積であったりとか、そういった基本的な設備関係の基準という形になります。

今回の支援事業に関するものにつきましては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準ということで、実際に給付支援の対象施設として事業を進めるために、こういった基準となりますよというものを定めるものとなってございますので、条例上、別物という形になってございます。

ただ、事業として進める中では、一体的な条例の組合せという形になってございますので、条例としては別ではありますが、事業を運営していく中では、一緒のものだというふうにご理解をいただければと思います。

それから「特定」の意味なんですが、こちらの資料のちょうど2ページの3番目、青い四角の枠の中にありますとおりで、ちょうど中段になります。

「国が定める『特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準』に基づいて町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、『特定乳児等通園支援事業者』」という形になりますので、通常の事業としては「乳児等通園支援事業」という形になりますが、こちらの町の基準を満たしているということで確認して、確認できた事業者については「特定乳児等通園支援事業者」という形で、この「特定」という言葉がつくという意味合いになってございます。

それから、他町村との協定という形でございますが、こちらのほうは、実際に申込みのほうが各町村という形になってきておりますので、その中で協定という形ではなくて、各町村との連絡、調整の中で対応していくという形になります。それぞれ各町村に申込みをして、それから実際に受け入れるところと申込みする保護者の方が相談と事前打合せをした中で、利用するというような流れになってくるものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点だけ、ちょっと確認したいんですけども、頂いた資料の5ページの条例の第31条、会計の区分という文言が載っておるんですが、そうしますとこの特定乳児等通園支援事業の会計については、この条例が可決されて制定後に、補正予算か何かで新たに項、目なんかを、節とか、起こすような手順になるんでしょうか。その辺、確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

こちらの会計の区分につきましては、町の場合ですと、あくまでも公会計という形になりますので、現在のところ、会計の区分ということは考えておりません。

そのほかの一般的な業者、違う事業者の方が実施する場合には、そのような区分した形での会計を設けて、実施をしていくという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、市町村によっては民間の事業者がこういう誰でも通園事業を行うということがあり得るのでこういう条文があるということなので、町としては、今までの会計の中で処理していくということなんですね。

もう一回、確認。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

今回の条例につきましても、あくまでもこの特定支援事業者の認定をするための事業の運営に対する基準を定める条例という形になりますので、たまたま浅川町の場合ですとこども園が対象施設となりますけれども、ほかの自治体、市町村ですと、やはり大きい自治体になりますと、いろんな民間、民間の事業者がありますので、そういった事業者が運営していくための基準として、このようなものを定めるという形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点、お願いします。

資料の5ページの一番最後の下段、内容のところで、利用料金の件でございます。

赤字で書かれているところなんですけれども、一番最下段で「浅川町に住所を有する児童の利用料は無料」となっておりますが、その時点で発生したいわゆる1時間当たり300円という利用料は、町財政から補填されるのか、それとも一時補填したものを国から補填を受けられるのか、その点、ご説明お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

こちらの300円の利用料につきましては、浅川町独自の子育て支援対策という形になりますので、基本的には町の持ち出しという形になります。

そのほか、利用料も実際の支援給付費といたしまして、例えばゼロ歳児でありますと1時間当たり1,300円の支援給付費が発生することになります。

ですので、本来ですと300円プラスした1,600円が1時間の支援給付費という形になりますが、その1,300円のうちの4分の3は国の補助金、県の補助金が8分の1、町の補助金が8分の1という形で、300円のほかに、

その1,300円の支援給付費がありますが、その分の費用については国と県のほうから補填がされるという形になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 2つばかり聞きたいんですが、今の5ページ、午前8時半から午前11時30分までということなんですが、これ、月10時間ということですね。利用者からすれば、多分、朝8時半から夕方4時までとか、そういうふうなことはできないのかなと思ったりします。利用の利便性からしてですね。

それで、ゼロ歳児、対象者がこれ、7名いるということなんですが、ゼロ、3歳未満児だと、3人に1人の保育士が必要かなと思うんですが、この確保は、もう今の職員だけで間に合うというふうな状況なんですか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

今回のこども誰でも通園制度につきましては、保護者の多様な働き方、ライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度という形になりますので、あくまでも子どもたちの、保育を慣れさせるとかそういった意味合いもございますので、どちらかというと保護者の都合で、例えば預けたいとか、例えば病院に行く都合があって子どもを預けたいといった場合には、こちらの通園制度ではなくて、一時預かり保育のほうがメインになろうかというふうに思いますので、そういったところは柔軟に、保護者の要望に、お話を、相談をした上で、対応をしていきたいというふうに考えてございます。

ただ、一時預かり保育につきましても、時間等は制限はございますので、その辺につきましては、保護者のご理解もいただきながらという形にはなろうかと思えます。

それから、保育士の確保という形になりますが、ゼロ歳児につきましては、確かに3人に1人の保育士という形になります。今回の誰でも通園制度の運営につきましては、基本的に3名定員という形にしてございます。その中で、まずはルール上、2人に対応するという形になってございます。

職員は、現在のところ、保育士が確保できておりますので、今の段階では、特に支障になる状況ではございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第28号 浅川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は承認することに決定しました。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第29号 浅川町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この条例改正によって、現在ある掲示場を廃止することも可能になるかというふうに思うんですけども、これ、廃止する考えなんですか。その点を伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） 私のほうからお答えいたします。

掲示場は、今は町内に役場前の1か所しかございませんので、それを廃止するという考えは、今のところありません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） それも残すということですね。それはそれで、いいことだというふうに思います。

私、掲示場を時々、中、見るんですけども、中を見るに当たって大変苦勞するんです。あのガラスの重い扉が開かないんですよ。指を引っかけるスペースもほんのちょっとなかなかのだから、下手にやったら、あのガラス、壊してしまうんじゃないかと思うし、それでちょっと開けると、風の強い日なんかは、画びょうで刺してあるいろんな書類がばらばらとなって、あら、これはえらいことになりそうだなというふうな状況なの

で、町民の皆さんが気軽に開けて中を見られるように、ちょっと改善すること考えてもらいたいなというふうに思うんですけれども、お願いします。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なお、前向きに改善する方向で、町民がけがなどないように、検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今回、これは、居どころがよく分からない住民の、その、そういう、何ですかね、いろんな処分を行うのに、その居どころが分からないときは公示送達という制度で、それがデジタル化されるということなんですけれども、納税通知書、これも多分、公示送達という手法で今もやっているかと思うんですけれども、それについては地方税法20条でうたっているわけなんですけれども、これと今回のこの行政手続条例の改正については、これはあくまでも許認可とか行政指導とか届出のそういうものなので、いわゆる納税通知書の公示送達については、従来どおり地方税法にのっとってやるということなので、このデジタル化というのにはならないということを、ちょっと確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） それでは、お答えいたします。

今のおたかしですけれども、あくまでもこちらは行政手続法によつての聴聞の、または弁明の機会を付与するというに当たつての、ここの部分のデジタルの表示とかの部分なので、税のほうは、もちろん税の法にのっとってやってもらう部分ですので、そちらはそちらでということで、これとはまた別という認識でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

それで、その通知内容をホームページとか、先ほど出ました役場の掲示場、あと庁舎などのパソコン画面で表示するというのは、これは何でしょうかね。外部の、住民の方が見られるパソコンの表示なんですかね。その確認と、あと、今、窓口にモニターテレビありますよね。ああいうものにこれを表示することは考えているのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） ここで、今、想定していますパソコンの画面というのは、恐らく各担当の課で表示

させて見せるとか、そういう形ぐらいかなと思います。あと、モニターの表示に関しては、なかなかちょっと技術的に難しいので、そこはちょっと考えてはいません。

以上です。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第29号 浅川町行政手続条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第30号 吉田富三記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3点お聞きします。

1点目です。

7年度の有料来館者数、入館者数と、入館料収入及び今回の改正によって幾らぐらい増収になるのか、その見込み額を伺いたいと思います。

2点目です。

現在、記念館には館長っているんですか、いないんですか。

いないとするならば、どうするのか伺います。

3点目です。

過日の、名誉町民小川智士氏の胸像除幕式の際に、小川氏から記念館の運営に関して苦言が呈されたというふうに私は理解しています。記念館って、浅川町にはこれ以上の宝物はないんだと、真心とか感謝の心とか思

いやりとか正しいことを正しいと言える勇気を持った「人間、吉田富三」をもっとみんなに理解してもらえようとなるよう研究してほしい、こういうような苦言が呈されましたよね。これを真摯に受け止めなくちゃならないというふうに思うんですよ。

これに対してどのように対応されているのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、担当課より説明させていただきます。

2点目、今現在、館長はおりません。

この前の理事会、評議員会のときも聞かれましたが、本当に近々、これ、探さなくちゃいけないと思っておりますので、理事、評議員の方にもお願いいたしました。そして、また議員の皆様方にも、そういう記念館に関して、すばらしい方がいれば、ぜひ紹介していただきたいと思います。

3点目につきましては、今、8番議員さんが言ったそのとおりでございます。

小川智士名誉町民は、本当にこの浅川町への思いは物すごく強いです。そういう中で、本当に1億円頂いたこと、本当に感謝しております。これは、やはり将来の浅川町の子どもたちのために使わなくちゃいけないと思っております。それも、ただ子どもたちのためでなくて、今、8番議員の言ったとおりに、大きな志を抱くような人間、そして思いやりのある人間、そして様々なことを言われております、そういう、この浅川町から大きな大きな人間が、日本あるいは世界で育つようなそういう人間が、私はもう前からでも言っております、出てほしいと思っております。

そのためには、記念館で、そのお金で、何ができるか。

今、昨年から子ども祭りを開催しております。それは、やはり子どもたちに、夢や希望を持ってやっていただきたいと、そういう思いで、昨年から理事、評議員の力をお借りいたしましてやっております。今年度も、そういう記念館まつりは、やって、子ども祭りですか、やっていきたいと思っております。

そして、理事、評議員、そしてまた、この町民の方々と、そういう子どもたちの将来のために、いろいろとアイデアを出し合いながら、私が先頭になって頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、小野修司君。

○企画商工課長（小野修司君） 吉田富三記念館の令和7年度の実績ですが、入館料につきましては約23万円、入館者につきましては430人になっております。

今回、条例改正に伴いまして、入館料が500円以内となった場合を想定しますと、大体5万円から6万円の事業収入がプラスになると予想されております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回の改正で五、六万円の増収になると。

五、六万円だと、あんまり大したことない。大したことはできないかなというふうに思うんですけども、ぜひそうなった場合、有効に使っていただきたいなというふうに思うんですね。

一番大事なのは3点目なんですよ。

町長、子ども祭りをやるようになったというふうな話だったんだけど、小川氏の気持ちは、もっと「人間、吉田富三」が理解されるような記念館になってもらいたいんだ、今までの、ちょっと方向が違ったよという話だと思うんですね。

これを、誰が検討するんですか、どういうふうにしていこうかというのは。そこのところは、ちょっと明確にしてもらわないと、これ、記念館の館長の選任も併せて、これ、関わってくる話なのかもしれませんが、やはり誰が、どの部署がそれを検討していくのかというのをはっきりして決めないと、これはなかなか進まないんじゃないかというふうに思うんですね。

その点、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子ども祭り、そしてまた記念館の前にある浅川の丘、これ、花いっぱい運動をやってくれということで、花を咲かせてくださいということで、これ、数年前から言われております。

また、あそこは借地ですと言ったら、じゃ私が買いましょうということでありましたが、もし買うと、やはり記念館の重荷になりますから、これ、年間契約で、今、借りております。

そういう中で、「人間、吉田富三」さんみたいな、そういう人をつくるためには、まず足元から固めていかなくちゃいけない、いかに子どもたちが記念館に寄ってくるようなことも考えなくちゃいけない、事業もやっていかなくちゃいけないと思っております。

そういう中で、子ども祭りにも名誉町民小川智士さんが来ております。私、年にできれば二、三回来ていただいて、いろいろとアドバイスをいただきたいと思っております。

そういう中で、今、館長なんて言っていたけれども、本当にこれ、ただ普通の方を館長に指名するのであれば、私はすぐできると思います。でも、この「人間、吉田富三」さんのことを考えれば、やはりいろんなことを知って、それでどういう人間なのかいろいろ勉強してもらって初めてその人が館長になると思っておりますので、私が一存にお願いしますじゃなくて、やはり皆さんで、この人だったらいいんじゃないですかと、そういう方を紹介していただきたいと、この前、本当に、先ほども言ったとおりに、理事、評議員のときにもお話をさせていただきました。

そういう中で、この吉田富三記念館は、私は町になくてはならないものだと思っておりますので、私もまだまだ力不足でございます。勉強不足でございます。一つ一つ皆さんと共に、何とかこのお金、寄附していただきましたから、有効に使って、一人でも多くの子どもたちのために、「人間、吉田富三」の第2、第3者が出てくるような何か手助けをしたいと思っております。

ちょっとこれ、答弁になったか何だか分かりませんが、そういう思いでございます。

○議長（水野秀一君） 8番、よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確かに町長がおっしゃるように、まず子どもが来るような記念館にしなければならないということで、子ども祭りとかいろいろな企画もやっていきたいと。全くそのとおりだと思うんですね。館長もやっぱり造詣の深い人、ただの管理人ではなくてということだと思うんですね。

そういうのを踏まえた上で、じゃ、その「人間、吉田富三」が来れば理解されるような、よく分かるような、

子どもたちに衝撃を与えるような内容の記念館に、誰が決めていくのか。そうなるように、誰が決めて進めていくのかということなんですよ。

今、管理委託していますから、顕彰会に。顕彰会の役員さん方がそれを進めていくというのが、本来の筋ではないかなとは思いますが、ただそこに丸投げして、町はいいのかという話になると、ちょっと違うと思うので、やはり町もこれには一生懸命関わっていかなくちゃならないと思うんですよ。

町と顕彰会とで一緒になって、どうしたらそういう記念館運営ができるようになるかなというのを考えていかななくちゃならないだろうというふうに思うんですよ。大体、そういう方向でよろしいですかね。記念館の館長の選任と併せて、今後、そういう方向で進むという理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうでございます。

私はじめ理事、評議員、そして町民、そして議員の皆様と、これ、やっぱり一体としてやらなければ、私はじめ理事、評議員、あるいは職員だけでは、絶対、夢をかなえることはできないと思っております。やはり、これは皆さんに一つ一つアイデアをいただいて、その一つ一つ、毎月やるか、毎年何個かやっていって、それをそうして盛り上げていかないと駄目だと思うんですよ。

私も、間もなく理事になって8年です。そういう中でも、前の館長も一生懸命やってくれました。理事さんもやってくれました。評議員も本当にやってくれました。あの夏の暑い祭り、あの子ども祭りなんというのは、本当に気の毒で気の毒で大変でありましたが、そういう中でも小川智士さんの気持ちを酌んで、そしてまた「人間、吉田富三」、第2の吉田富三さんをつくるために、やはりこうやって皆さんで協力しておりますので、私あるいは理事、評議員じゃなくて、当然、これが本当に議員さんにも、もうしょっちゅう来てもらって一言二言、言っていただいて、こうすればいいんでないか、ああすればいいんでないか、どこの町民がこういうふうに言っていましたよと、そういうアイデアをいただければ、私、今後、もっともっと前に進むと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

とにかく私一人、あるいは理事、評議員会では、本当になかなか急に進むことはできませんので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） よろしくお願ひしたいと思います。

記念館の展示の内容って、記念館開館以来、基本的には変わらないですよ。ずっとあのまま。

ただ、こういう小川智士さんの意見もあったので、「人間、吉田富三」がよく分かるような、やはり展示の整理というか展示の変更、大幅な変更はないとは思いますが、そういう整理みたいな、そういうのも必要なというふうに思うんですね。

そうすると、これはなかなか素人だけではできないので、専門家などの力も借りなければならない場合もあるのかなというふうに思うんですよ。小川智士さん、多額の寄附をしていただけたので、そういうお金の使い方だったら、私はその寄附の意向に見合うんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういうことも念頭に置いて進めてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に前向きな質疑、ありがとうございます。

本当に、今、8番議員が言ったとおりに本当に進むように、これからも、今日、ここに議員さんである理事、評議員もおりますので、恐らく今日はちゃんと聞いていると思います。やはり、そういうの、いろんな意見を聞いて、前向きに進めたいと思います。

それと1点、私、機械である吉田富三さんを造ろうと思ったんです、案内人、ロボットみたいなやつを。そうしたら、すごいお金がかかっちゃって、これ、駄目だなと思って、一步引いちゃったんです。というのは、本当にあそこに吉田富三さんのそっくりな人形を置いて、機械が動けば、これは素晴らしいなと思ったんですけれども、とんでもないお金がかかりますので。

〔「野口英世」の声あり〕

○町長（江田文男君） それも一つの検討ではありましたが。

〔「野口記念館」の声あり〕

○町長（江田文男君） 今後やっていきたいと思います。今、そこで言った野口英世さん、全くそのとおりなんです。野口英世さんがそうなんです。あれは、すごいなと思ったんですけれども、まねがなかなかできませんので、今後、本当に課題とさせていただきますので、ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑。

岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 質問ではないんですが、今のその吉田富三記念館の、どういったアピールとかPRをするかという問題、町長、実はそれ、今も町長が言われていた前教育長の、あそこの館長。実は、聞いているとは思いますが、あの館長、NHKの朝ドラか何かに、この吉田富三を出そうという動き、あったの知っていますかね。きっと、そういう話は出たと思います。

これ、生かせば、すごいことじゃないですか、町長。あの人、だって幼少のときに浅川にいて、そして花火も見て、あの家は酒屋で、昔で言えば今で言う坊ちゃんです。でも何か絵になる。

本当に、これ、もしですよ、話が進めば、そういった方向にいけちゃうんじゃないかと。そうすれば、この浅川町なんて、今、もう物すごい人になっちゃうんじゃないかと思うんですが、その辺、町長の考えが、もしあればですよ。

これ、今度、前の館長の話だったものですから、そういう話もあったなという、私は薄々聞いていたんですが、それをもし仮に、今、新しい館長をつくって、そういうことを進めれば、素晴らしいと思うんですが、その辺の町長の今後のどうしたいかということを、ちょっと聞きたいんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさに三、四年前ですか、NHK朝ドラ、間違いなく申し込みました。

それで、本当に日本全国、何十件、何百件とあるみたいです。そういう中でも、これ、息子さんがNHKのディレクターでしたっけ何かやっていたから、そういうつながりで、間違いなく申し込みました。まだ、これ、立ち消えてはございません。

そしてまた、前館長、これ、戻ってくる可能性もございますし、今、3年間は、何か学校でいろいろやっていますから、学校行っていますから、今ね。そういう中で、3年後は戻ってきて、そしていろんな展示、そし

て、今、言った朝ドラにも、恐らくまだ立ち消えておりませんので、そういうのを進めるとしておりますし、今現在、進んでいるかもしれませんし、まだこれ、ちょっと言えないんですよ、これ、絶対決定していませんので、そういう方向でも、前やっておりましたし、今後もそういう方向で進むと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 一般質問では、なかなか質問通告できる場所ではないので、この機会にちょっとお聞きしたいなと思います。

まず、その400円を500円にするという、どこでどういうふうな決定したのかというのを、まずお聞きしたいなと思います。

それと、今、8番議員、6番議員からいろいろ質問をされたのですが、私も、実は5月20日にアメリカから友達に来て、アメリカの、旦那さんはもう生粋のアメリカ人なんで、英語しかしゃべれないんですけども、貫秀寺と浅川のその富三記念館と城山と案内したんですけども、残念なことは、おとといの一般質問で4番議員が言ったとおり、英語の説明がないんですよ。貫秀寺にもない、富三記念館でも、ビデオを見たとしても、日本語のガイドなんですよね。いろいろ身ぶり手ぶり、いろいろ教えて、彼も分かったとは言っておりましたが、やはりその点、もうちょっと深掘りして、インバウンドの、要するに外国から来ている医学者というのは、結構、来ているみたいなんです。ですから、そういうのにも対応する必要があるのかなというのは実感しました。

それと、富三記念館、実際2人の、今、事務員さんがおりますが、営業活動というのはどういう状況なのかというのを、まず。

それと併せて、団体、小学校、中学校の団体の申込みというのは年間どのぐらいあるのか。あそこにバスが入ってくるのは見たことがないのが現状ですので、その辺も新規開拓で、やっぱり観覧者を伸ばすのには、学習旅行なりそういう学習の場としてのPRをもっともっとしていくべきと思うんですが、町長の考えをお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

この金額、400円、これは平成5年、今から43年前にできた金額でございます。そういう中で、40年前以上、できた金額、400円。理事会、評議員会のとき、この話が出たんですよ、3月ですよ。そのとき、もう40年前、今の時代、400円、本当に合うんですかという、そういうお話が出まして、じゃ何十年かぶりに改正して、ワンコイン、500円にしようということで、理事・評議委員会で決定いたしました。

そういう中で、金額は、本当に年間100円上げても数万だろうけれども、やはりそれ、何かの足しになるだろうということで、100円上げさせていただきました。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） 43年って、ごめんなさい。

今、43年前と言ったんだけど、33年前でした。33年前、平成5年ですからそうですね。33年前の金額でありますから、100円は致し方がないかなと思っております。それでも、いろんな記念館に行けば、1,000円以上はしますからね。だから、うちは500円ということで、30年ぶりに上げたということでご了承を願いたいと思います。

あと、2番。これが2人の方、営業、これ、営業しております。というのは、今、ご存じのとおり、年々、詩を書こうコンクール、科学技術館とか小・中学校に向けての、これが、今、大変人気がありまして、年間、その詩を書こうは恐らく七、八百点、応募がございます。物すごい人気あります。これ、科学技術、あれもそうです。

あと、団体。今、団体バス、見たことないと言うけれども、これ、医学生、福島医大の生徒たちが、毎年、車2台で年に2回ぐらい来ております。これがもう、毎年恒例になっております。そういう中で、この吉田富三というのはすばらしいんだよということで、今、やっております。

そういったそういう事務員方は、そういう手続とか云々、今回はこういうのございますよという、大変事務手続が大変だと思っておりますがやっております。

あと、小学校、中学校。これ、やっぱり各地元、あるいはほかのところからも、大きなバス、大型バスではありませんが、来場しております。去年は、たしか来場者が2,300ぐらいか、2,300人。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） 2,300から2,500人、来ておりますので、本当に、年間、少しずつ上がっておりますので。入館料は、毎年上がっております。そういう中でも……。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） 今、入館者、来館者ね、すみません。

来館者が、2,300から2,500ぐらい来ております、来館者は。

ということで、頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「1個目のやつ、英語表記の」の声あり〕

○町長（江田文男君） 今のところ考えておりません。

〔発言する声あり〕

○町長（江田文男君） 考えておりません。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひ考えてください。お願いします。

やはり、そこだと思うんですね。多種多様な人種が、今、日本にインバウンドということで旅行に来ております。日本人はそうじゃないですけども、外国から来る人、共通で英語ですね。ほぼほぼ、8割、9割英語です。インド人も英語です。中国人も会話は英語です。外国に来れば、ほとんどの共通言語が英語となるわけですから、その辺を対応する、早急に対応するべきだと思います。

難しいことないです。今のあるパンフレット、ChatGTPでやれば、すぐできます。1円もかかりません。プリントするだけです。そういう時代です。

ですから、やらないじゃなくて、やる方向で考えていただければと思います。

それと、来館者が2,300、2,500とはいっても、やはり基礎となる部分は有料で観覧する方だと思うんですね。イベントをやって人が来るのはいいんですけども、やはり吉田富三の本当の姿、本当の研究のすばらしさというのを、やはりお金を出してでも見たいんだという、そういう感にしていかなければ、もうどんどん町財政からの支出が増えると私は懸念しております。

ですから、もっと魅力ある情報発信の仕方、メディアを使うなり学校教育で使うなりして、吉田富三という名前を、やはり沖縄の端の人にも北海道の最北端の人にも分かってもらえるような、そういう活動をしていくべきではないかと思います。

先日、つながるBASEの上野君が、FM東京の番組に夕方出演しました。その情報を聞いたのは、何と鎌倉にいる私の次男坊の息子が、朝、お父さん、こういうので浅川町がクローズアップされるよという情報をもりました。

やはり、情報というのは、流せば流すだけ人に伝わっていくものだと私は思っております。ですから、吉田富三という名前を、とにかく日本中に知らしめるためにも、メディアなり、あとは会員の、その富三記念館の方々の、評議員の方々、理事の方々の様々な知恵を拝借しながら広げていくべきと思いますが、町長、今後の展望をぜひお聞かせください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、議員のときから、外人が来たというのは、本当に聞いたことございませんでした。大変、私の恐らく力不足だと思っております。医学生の方、今、学会の先生方は、お見えになっております。そういう中で、今後、外人が来る可能性があるかもしれませんが、そのときは、何というんだ、スマホでやるとか、考えますけれども、今後、理事、評議員と、あるいは皆さんといろいろと考えていきたいと思っております。

今日、今、言われたから、じゃすぐやりましょう、そういうものでありませんので、やはり理事がいて評議員がいますから、やはり勝手には、私、今、町長としての立場ですから。ですからなかなかできませんので、いろいろやっていきたいと思っております。

あと、いろんなイベント、先ほど、8番議員に言ったとおりですから。皆さんと共にやっていくということだけお伝えいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） いいよ。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第30号 吉田富三記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第31号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今年度から、新たに子ども・子育て分が上乗せになるわけですが、今年度の資料の一番最後のページなんですけれども、43ページね。

算定の対比表を見ると、子ども・子育て分の1世帯当たりの金額って、5,465円になっております。特例で、今年度は国が徴収するのは6割、来年は8割、再来年からは10割で全額徴収するようにするというので、急に上がらないようにという、こういうことなんだろうと思うんですけれども。

そうすると、他の条件が全く同じだというふうに仮定すると、今年1世帯当たり5,465円の子ども・子育ての上乗せ分は、来年は7,286円、再来年は9,108円になると、こういう理解でよろしいですか。伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、田子広子君。

○保健福祉課長（田子広子君） それでは、お答えいたします。

恐らく、そのような形になるかと思います。

実質負担がないというような形でこども家庭庁のほうから最初に示されておりましたが、実際、このような形で事業費納付金が示されまして、それで被保険者数でそのような形で按分しますと、このような結果になりますので、実際はそのような形になるのではないかと考えております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） どちらの討論。

○議長（水野秀一君） 原案に反対者の発言を許します。

○8番（上野信直君） 反対討論。

今年度の国保税を決定する本条例改正は、基金から650万円を取り崩して減税財源にし、他の医療保険と比べても負担が極めて重い国保税の負担軽減に取り組んだものであります。

これまでだと、前年度よりも減税になる取組ですが、今年度から新たに子ども・子育て分が国保税に上乗せされるようになったため、1世帯当たり3,500円、1人当たり4,200円の増税になってしまいました。

3月議会の際に述べたように、子ども・子育てと医療は直接関係がないのに、子ども・子育ての費用を医療保険に上乗せして徴収すること自体、不当であります。しかも、低所得者が圧倒的に多い国保にあっては、多少とも所得が出た人の負担は、他の医療保険加入者の何倍にもなるケースがあるということを国会で政府も認めており、全く不公平です。私は、子ども・子育ての財源確保は、富裕層への適正な課税や、大軍拡の中止で行うべきだと考えております。

地方議会は、住民の利益を守るため、国からの不当な負担増をきっぱり拒否するべきだと思います。

よって、本案には反対します。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 議案第31号、本案の賛成の立場で討論します。

今回の改正案における子ども分への上乗せ、子育て世代の負担軽減策及びそれを支えるため国保基金600万円を取り崩して、大幅な増税とならないようとする判断を評価いたします。

現在、少子高齢化が急速に進む中、地方自治体にとって子育て支援は、一刻の猶予も許されない最優先課題であります。国保基金から600万円を投入し、子ども分の負担軽減に上乗せを図ることは、町として、子育て世帯を町全体で支えるというものであります。これこそが国保の持つ相互扶助の精神であり、町の未来を担う子どもたちへの確かな投資であります。

また、国保の県内統一化に向け、限られた国保基金の残高を慎重に見極めつつも、物価高騰などに直面する町民に寄り添い財源を還元しようとする、まさに時宜にかなったものであります。

よって本案は、町民福祉の向上と次世代への投資を両立させる最善の条例改正であり、賛成いたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第31号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第32号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 敬老年金の支給日、9月の第3月曜日ということで、これに間に合うようにお金を振り込みますよということで、9月1日が基準日というふうになるということですよ。

9月1日が基準日だということは、9月1日の時点では、もう対象者は明確になるわけですから、それから手続をやって、大体何日ぐらいには振り込まれる見込みなんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、田子広子君。

○保健福祉課長（田子広子君） 基準日を9月1日と定めて、その日の前に、ご新規の方は口座の届出をさせていただいて、9月1日に現存しているかどうかという条件を確認させていただいて、一応遅くとも敬老の日までにはということなので、2週間程度で済めば、早めに。

早ければ早いにこしたことはないのですが、それでいくのであれば、そのような形にしたいんですけども、人数もかなり多くなると思いますので、なるべく早く、2週間前後でということで、この場では申し上げさせていただきたいと思います。

〔発言する声あり〕

○保健福祉課長（田子広子君） 1日で判断をして、そこから2週間。

〔「判断して2週間」の声あり〕

○保健福祉課長（田子広子君） 2週間ぐらいで、一応その口座のほうの金融機関への通知なども含めてですね。そのような形で事務作業を行いたいと考えております。

ただ、それに関しましても、膨大な量がありますので、金融機関の作業もということがありましたらば、遅くとも敬老の日までには振込するようにしたいというふうには考えております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第32号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時25分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第33号 令和8年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、4ページの真ん中のツキノワグマ出没対策支援事業補助金ということで予算が計上されておりまして、歳入と歳出でこれが使われるということでございますが、実際に浅川町にツキノワグマが出現してしまったというような情報が入っているのでありまして、私の地区のところで、隣の福貴作、そして里白石の荒屋郷というような場所で、実際、発見されてしまったということで、これ、私の登録している浅川町のLINEのほうにはこちらの情報が入ってきたわけですがけれども、町内の方は知っているのか、何か防災無線も鳴っていないようなお話も伺ったんですがけれども、その危機管理というようなところでちょっと疑問がありましてご質問なんですけれども、正直、これ、ガイドブックが必要になってくるのではないかなということで、実際に熊が目の前に現れたとき、どういうふうに対処したらいいのかということで、通報場所はどこになるのかというようなところ、ご質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、福貴作は熊の足跡ということで、そしてまた里白石は、これは熊が現れたということで写真も撮られましたので、これは間違いないと思います。

そういう中で、防災無線は流しましたが、本当に、今、菅野議員が言った危機管理、これは菅野議員だけでなく、私も担当課も危機管理は持っています。

これ、いざ本当に、実際に町に現れたら大変なことになりまして、これ、銃猟、誰が撃つんだということで、誰が指示するんだということで、もうこれは私しかおりませんので、本当に物すごい危機管理を持っています。

そういう中で、今、広域連携、5町村で広域連携を組んでいろいろやりましょうということで、今、お話が進んでおるところであります。

今後、この熊に関しては、ツキノワグマに関しては、もうこれ、毎月、もう今年は、もう多くなると思っておりますので、職員、そしてまた5町村と連携しながら、町民に安心・安全を少しでも送りたいと思っておりますので、今、間もなく連携の協定が始まりますので、本当に前向きに一生懸命、私が先頭になって頑張っていきますので、ご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、もう実際、現れておりまして、もう定期的に現れてしまうのかなというところで、もう喫緊で目の前に現れたときの対処法といいますか、それを町が、ちょっと簡易的でも、今現在、こういう形で、あと、通報ということですね。通報はどこにすれば、担当部署はどこなのかなというところで、今、もしはつきりしていただければと思うんですけども、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今、菅野議員さんからおただしありました、先月、大字福貴作字松山地内、それから大字里白石字荒屋郷地内で目撃がありました熊の出没につきましては、5月22日の金曜日におきましては、夕方6時25分と定時放送におきまして、防災無線で周知してございます。それから、翌日23日におきましても、午前9時50分、それから定時放送で、防災無線のほうでは周知してございます。

そのほかに公式LINE、それからホームページのほうでも、緊急情報ということで周知のほうはさせていただきます。

それから、2点目のガイドブックの備えが必要なのではないかということですが、ガイドブックとまではいかないんですが、昨日、ホームページのほうには、出没に備えた対応といいますか、熊の出没に対応するような県のホームページに掲載されております情報と同じにはなりますが、リンクさせていただいたところではございます。

また、通報につきましては、目撃があった場合には、直接、警察署のほうに通報される方もおりますし、それから目撃情報につきましては、直接、町農政課のほうに情報をいただく場合もございます。

町、それから実施隊、それから警察署と連携して対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、周知という部分でホームページということなんですけれども、お年寄りの方は見ないのかなというところがありますので、やっぱり回覧板で回すなりそういうことで、手に取って見ていただけるように周知のほうをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 菅野議員さん、緊急ですから、回覧板だとかなり遅くなります。恐らく、最初と最後で10日間ぐらいの開きがありますので、もう緊急ではなくなっちゃいますので、やはり防災無線が最良かなと思っておりますので。

防災無線で注意喚起はできますけれども、やっぱり緊急の場合は防災無線と思いますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、緊急の場合はもちろん、そうなんですけれども、やはり定期的に、忘れた頃にやってくるみたいなこともありますので、回覧板もぜひやっていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） いいですか。

○3番（菅野朝興君） はい、ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今ほどのツキノワグマの出没に関して、安全対策というところでは、私も質問させていただきたいと思います。

私も地元、地域で出没というところでは、まさに地元は危機感というのはやっぱり募ってしまして、非常に過敏な状況にありますけれども、来る7月上旬に開催されます町内一斉のクリーンアップ作戦の開催、実施についてでありますけれども、今現状、その熊のいわゆる安全対策というところでは、注意喚起に徹するということで、今ほどありましたけれども、このクリーンアップの作業については、そういった熊へのリスクというところでは、まさに早朝の作業、そして町内は除くいわゆるそのほかの地域については、山際の除草から、いわゆる空き缶拾いというところでは、一斉にそういった町民が分散しての作業をするというところでは、非常にリスクも高まるというようなあれではございます。

そんな観点から、特段のいわゆる対策というところがない状況の中、こういったリスクの伴う作業については、やはり中止とすべきというところが肝要かなというふうに考えますので、ひとつ見解をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させますが、本当に、今、言ったとおりですよ。本当に、山際、そういう土手のあるところ、本当、これは間違いないと思います。本当にどこに潜んでいるか分かりませんので、本当にそういう対策とか、何らかの周知はしなくちゃいけないとは、私自身も思っておりますので、その辺、

ちょっと担当課に聞いてみます。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） お答えいたします。

クリーンアップ作戦につきましての熊対策、議員おっしゃるとおり非常に重要な案件かと思っております。

今後、熊の出没状況等も鑑みながら、対策のほう、何かしら考えたいと思いますので、いましばらくお時間を頂戴できればと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○2番（富永 勉君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 5ページの最上段でございます。

工事請負費、駅前の駐輪場の跡の基礎の撤去と、端の段差解消ということで伺っております。

これは多分、最小限の金額で現状をよくするということと認識しておりますが、今後、南側の駐車場、駐輪場をきちっと整備する考えはあるのか伺いたいと思います。

あと、同じく5ページが一番下でございます。

準中型免許取得費補助金100万円ですが、対象となるのは第一分団第一、二班と、第二分団里白石班だと認識しておりますが、その中で人選という形になると思いますが、両分団合わせて100万円という金額ですから、おおよそ何人を対象として、補助の金額はどのぐらい予定しているのかお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課に説明させていただきますが、まず第1点目の南側、恐らく手すりと階段のほうだと思います。そうですね、そこ。一時、一般質問でも答えましたとおりに、その階段の鉄板、敷いてありますから、そこをまず直す、手すりを直すということ。

それと、あとは7番議員もよくご存じのとおり、今、駅前マーケットが大はやりでありまして、駐輪場がなくなりました。そういう中で、段差解消とかそういう危険な箇所を撤去して、やはり町民の方々が安心していろんな行事ができるように、駅前をきれいにしたいと思っております。

あと、そのほか担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） それでは、私のほうから2点目の準中型免許の件でございます。

初日の説明でも申し上げましたとおり、対象団員、一、二分団合わせて9名ほどおります。費用ですけれども、自動車学校にも金額によって違うかと思うんですけれども、大体1人20万円と仮定しまして、5人分で100万というような計上をしております。

その人選なんですけれども、班によっては機動班長という役職などございますので、その人が基本的には運転するということにはなっているんでしょうけれども、その後継ぎとか引継ぎも兼ねて、班で計画的にこの人に取らせるとかそういう計画的に取れる人を人選していただければなと思います。そのような考えでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点目ですが、町長、それは認識していることで、それに対して今後、整備をする考えはあるのかと。今後ですね。

今回の100万というのは、最低限の、今やらなければならないところということと認識しているんですけども、今後、あそこを。

やはり、平らじゃないんですよ、用水路側が下がっているんですよ。傾いているんですよ。ですから、そこをやはりきちっと直して、北側のような真っ平らなスペースに、やはりするべきだと私は思うんですよ。

ですから、ぜひとも先を見据えて、今、質問しているんですけども、次年度予算でその辺を計画してもらいたいというのが狙いでございます。ぜひとも実施していただければなと思っております。

あと、消防団の件でございますが、確かに機動班長さんが運転するのが通例でございますが、一朝有事のとき、サイレンが鳴ったとき、機動班長さんが会社勤めで白河に行っていますとかでは、やはりそれではちょっと消火活動には支障を来すのかなと思いますので、その辺はやはり分団の中で、機動班長さんはもとより、やはり昼間の火災でも夜の火災でも対応できるような、そういう人選をしていただければという思いで質問しました。

再質問でございます。2点お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 駅前は、町の顔でございます。

そういう中で、今、商店街はじめ商工会さんで、いかに町を活性化させるためには、皆さんで、今、協力しているところであります。

当然、北側は確かに真っ平らでございます。そういう中で、南側あるいは東側は、確かに斜めになっております。そういう中で、少しずつ、やはりこれは町を直していかなくちやいけないと思っておりますので、早急には全部できませんが、少しずつやっていかなければならないと思っています。

今月中には、7番議員が言ったとおりに防犯カメラもつけます。これも長年の皆さんの要望でありまして、ようやく今、防犯カメラもつきますので、少しずつ駅前商店街を直していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、佐川建治君。

○総務課長（佐川建治君） それでは、私のほうから2点目、準中免許の件です。

先ほど、機動班長と言いましたけれども、機動班長を中心に、平日でも来れるような人で若い団員がいて、準中免許がないというケースは、そういうことで各班で人選していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、やはり駅前のあそこの駐車場、すぐにはやれとは申し上げませんが、計画にのせていただいて、次年度、ちょっとずつでもいいので進展していただければと思います。

あと、消防団のほうは了解しました。よろしく願いいたします。

じゃ、1点目の件だけ、再度、町長お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど申したとおりで、少しずつ駅前は、私は力を入れておりますので、やっていくと思っております。

それと、駅前、LED 1 個、つきましたよね。あの 1 個の明るさが、子どもたちのお話、聞きましたか、物すごく喜んでますよ。あと、迎えに来た方もそうなんですよ。

やはり、一つ一つやっていけば、必ず町民が喜んでいくと思っておりますので、それは商工会と共に一緒に駅前づくり、商店街づくりをやっていきましょう。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、上野信直君。

○8 番（上野信直君） 何点か予算に出ているもの、出していないものを含めて、お尋ねをしたいと思います。

まず、1 点目ですけれども、4 ページの熊に関してなんですが、消耗品を買う予算です。

町長の説明では、来月、石川郡内の 5 町村で相互協定を結ぶんだという話なんですけれども、相互協定の中身ってどういう中身になるんですか。伺いたいと思います。

2 点目です。

6 ページの浅小の基本構想・計画策定業務委託料、1,100 万円。

これ、公共施設最適化計画の核心部分の小学校を新築して、小学校の旧建物に役場庁舎を含めた複合施設を造るという計画のスタートですよ。極めて重要な予算だというふうに思っているんですけれども、この最適化計画の、そういう方向で実施すべきだという最適化委員会の答申って、これ、いつ出たんですか、明確に。その時期ですね、答申の時期。このとおり進めるべきだよという答申の時期について、1 つ伺います。

それから、町の財政的な見通し。その事業に取り組んでも大丈夫だよというその財政見通しについては、専門の職員がかかり切りになって努力をされて、そういう見通しが立ったということでもありますけれども、これ、財政の専門家から見てもこれでいいですねというふうな裏づけというのは、得られているのでしょうか。その点、ちょっと不安なので。疑うわけではないんですけれども、ちょっと不安なので伺いたいと思います。

それから、小学校を今の浅中の隣に移すわけですよ。そうすると、そういう事業をやるんですから、児童や保護者や地域住民、現在の小学校の周辺の方、あるいは移ってくる場所の周辺の方に対して、やはり丁寧な説明というのは必要になってくるんだろうというふうに思うんですけれども、これはいつ頃やるのかやらないのか伺いたいと思います。

それから、現在、一番もやもやとしているのは、この役場庁舎が古いから何とかしなくちゃならない、でも役場庁舎を新築したらば、これは町民の理解が得られないだろうと。町の人口が減っていく中で、立派な役場庁舎、多額のお金をかけて造りましたでは、町民の皆さんから怒られるんじゃないかということで、小学校は向こうに移して、小学校の跡地を利用して役場庁舎の問題は何とかそれで対応しようということなんだと思うんですが、肝腎の浅小を新築しなければならない理由というのが、いまいち明確に伝わってきていないんですよ。

今の浅川小学校に、どこにどういう問題があるから新しくしなければならないんですという理由がないと。役場庁舎をお金をかけて造らないようにするには、これが一番いい方法だという話では、なかなかこれ、理解

できないと思うので、その浅小を新築しなければならない理由について、これを改めて伺いたいというふうに思います。大きな2点目は、それです。

3点目です。

当初予算で、メフォスへの給食調理業務委託、180万円一挙に上がって1,151万円になるという予算だったんですけれども、これに対しては議員の中からもいろいろ異論が出ました。これについて、どのような交渉をして、どういう契約になったのか伺いたいと思います。

それから、4点目ですけれども、建設水道課のほうから工事契約状況一覧表という資料が出ました。これを見ると、全て随意契約になっているんですね、3件とも。随意契約になった理由について伺いたいと思います。

それから、5点目なんですけれども、これ、住民の方からの意見です。

ここには、清和の松という立派な松があります。旧専売公社跡地には、根岸の松という昔は立派だった松があるんですね。同じ時期に、何か馬車で運んできて植えたんだというお年寄りの話ですけれども、こっちの清和の松は手入れされていますけれども、根岸の松は何か伸び放題になっていて、あれをきちんとやってもらいたいというのが、住民の方の声であります。これについても伺います。

それから最後、6点目なんですけれども、浅中の校門の両側にある垣根ですね。これ、私らは、いつも見慣れていて何とも思わなかったんですけれども、町民の方から、校庭の中から見ると青々しているんですけれども、こっちの道路から見ると骨のようであばら骨みたいだということで、ああいうみっともないのは何とかしたほうがいいんでないの。せっかく中学校を新校舎にしたんだから、きれいなフェンスにするとか、何かしたほうがいいんじゃないですかという声もありました。これについて、検討する考えはありますか。伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 広範にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

この、私、松の木って、確かにこの庁舎の前はきれいにしてあります。今、言われて、はっと思ったんですが、本当に、向こうの松ですか、確かにやっておりますでした。

でも、これ、数年前は、数年前というか五、六年前、1回やっているんですよ。でも、その後、本当に間違はなくやっております。確かに立派な松であります。

お金がかかりますが、今後、この松に関しては、せっかく先代の方が根岸から持ってきた松ですから、そして松、枯れないで頑張っていますから、本当に整備しながらいきたいと思っております。

そのほか、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） それでは、私のほうからは公共施設の最適化計画の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、議員のほうからおただしのありました答申の時期についてでございますが、最適化委員会は諮問委員会のていを取らず、懇談会というていを取っておりますので、答申のほうは受けてはおりません。

2点目、財政見通しに関しまして、専門家の裏づけはということなんですけれども、今回、最適化委員会のメンバーの1人として、元三春町の財務課長であります遠藤誠作様、当時の所属ですと総務省地方公営企業経営アドバイザー、青森県むつ市参与という肩書の方をお招きをして、我々町が考えた内容について等にもご意

見を頂戴をいたしているところでございます。

3点目、地域への丁寧な説明ということでございますが、今後、基本構想等をつくって、そしていずれ実施計画という形になりますが、そういったポイントポイントで、当然、広報等でお知らせもそうなんですけれども、地元説明会が必要かどうか、そういったところもしっかりと検討をしながら、地域住民の皆様に丁寧に説明しながら、進めていきたいと考えております。

また4点目、浅川小学校を新築しなければならない理由というところなんですけれども、今回の最適化委員会の中では、この浅川小学校を中学校の隣に移転するといったところに関しましては、今後、将来的には小・中学校は各学年1クラスになることが予測されていると。その中で、小学校が中学校の同一敷地内にあれば、児童・生徒間で幅広い関係が構築され、日常的に異学年交流ができ、小・中学校の職員同士が密接な連携が図られ、教員間での児童・生徒のサポート、学習指導上の情報交換がより密接に行えるという教育上のメリットが多数あるといったところで、まず1点、整理されているところでございます。

加えまして、浅川小学校の校舎、南校舎、北校舎、体育館、プールというふうに建物の構造が分かれてございますが、その中で浅川小学校の南校舎に関しましては、耐震基準の新耐震基準を満たしておりますが、北校舎及び体育館に関しましては、旧耐震基準という形になります。こちらの旧耐震基準というのは、浅川町役場、中央公民館も同じ旧耐震基準になります。

子どもたちの安全性、そして教育上のメリット、そういったものを鑑みまして、浅川中学校の敷地内に小学校を移転新築するというふうな判断をいたしましたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからは、1点目におただしになりましたツキノワグマ出沒対策消耗品関連についてお答えさせていただきます。

こちら、追加で購入する消耗品につきましては、石川管内で、今、検討をしておりますツキノワグマ出沒における相互応援協定を締結した際に必要としたい消耗品の購入になります。

内容につきましては、近年、熊が住民生活圏内に出没するケースが増加しておりまして、出沒時には迅速な被害防止対策が求められますが、熊におきましては、捕獲や駆除に関する経験や知見が不足していることから、管内において各町村が協力体制を構築することで、住民の安全確保と人的被害の防止を図ることを目的としております。

主な内容につきましては、熊の被害防止対策に必要な捕獲従事者などの応援を要請し、相互に協力し、捕獲や被害防除対策に当たるということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

2点、私のほうからお答えいたします。

まず、メフォスの関係なんです、すみません、今回の補正予算の中に、ちょっとメフォスの関係、入っていないので、そういった資料も含めて一切準備してございませんので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

す。

2点目の浅中の垣根ですね。確かに、私も確認している状況です。外側から見ると、一部枯れている部分が確かにございますので、こちらのほうにつきましては、中学校のほうともいろいろとちょっと相談をいたしまして、今後の対応について研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、私のほうからは工事契約状況の一覧表ということで、令和8年2月1日から令和8年3月31日までに契約を行った工事の一覧表、2件ございました。

それで、1件目が7水第8号背戸谷地地内公共ます設置工事、こちらが随意契約ということで、本来でありましたらば、この請負金額、約600万円程度ですと入札を行って、通常の場合ですと、おります。こちらの件につきましては、この契約日のほう、2月18日ということで、どちらも年度末の工事となってしまいました。

こちらの工事なんですけれども、背戸谷地地内で民間の建て売りの分譲地でございまして、こういった協議、相談がありましてから、町で設計を進めておったわけなんですけれども、民間の分譲地のほうの意向等もありまして、それになるべく町も対応するという形で、急いで契約をして工事を終わらせたいということで随意契約と、年度末という状況もありましたので、複数社から見積りをいただいて安い業者にとということで随意契約で契約をしたものとなります。

それから、2番目の7水第9号舗装整備工事です。こちらも随意契約となりました。

こちらにつきましては、簗輪地内なんですけれども、路線で行きますと簗輪福井線、山敷田背戸谷地線から福井方面に抜けるトミー工業さん、それからコムロさんの間から福井に抜ける道路の側溝整備工事を行いました。雨水排水路の工事なんですけれども。

この雨水排水路の工事は、あくまでも排水路の工事だったんですが、工事をやっている中で、雨水排出用の側溝と舗装の間がちょっと、ほぼ同じ高さなんです、路肩が土の状態だったんで、こちらは一体的に追加で舗装をしたほうが道路としても通りやすいだろうということで、その雨水排水路の工事の終了に合わせて工事ができるようにということで、こちらも3月9日に契約をして年度内に完成させたいということで、随意契約によって工事を行ったという経過でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目なんですけれども、相互応援協定、こちらの中身ってどういうふうな中身になるんですかという質問だったんです。

石川郡内を見回しても、恐らく熊を撃てるような人ってあんまりいないだろうし、熊わなを設置できるような人もいるのかいないのかちょっと分からない。

どういうその相互応援協定になるのか、その辺の内容を伺いたかったんで、再度伺いますね。

それから2点目です。

私は、基本構想・計画策定業務委託に関しての1つ目の公共施設最適化委員会は、答申ではなくて、懇談会なので答申はもらっていないということでした。最後の懇談会のまとめのところでは、よし、これでいきまし

ようというふうに恐らくなつたというふうに思うんですけれども、異論続出では、恐らく今回の予算にはのらなかったでしょうから。

それで、まとまったのはいつなのか、最終の懇談会のことだというふうに思うんですけれども、その時期について伺いたいと思います。

財政的な町の見通しについては、むつ市の参与をされている専門的な知識を持っている方がご覧になって、これで大丈夫だろうというふうに判断をされたというふうな理解でよろしいですか。確認したいと思います。

小学校を移すことに関する丁寧な説明は、折々にやっていくということで、これは了解しました。

浅小を新築しなければならない理由というのは、1つは耐震部分でちょっと心配なところがあるというのと、それからもう一つは、なるべく早く、少人数になってしまうので中学生と一緒に交流できるように、大人数の集団教育というのかな、そういうのを早く実現させたいという思いだということで理解してよろしいでしょうか。伺います。

それから、3点目のメフォスの給食調理業務委託料なんですけれども、これは、私、議会であれほど問題になったんだから、今度の補正予算に、もしかしたら減額で出てくるのかなと思ったれば、出ていなかったの、質問したんです。

これ、主立った人が全くいなくなってしまったので、聞くのもあれなんですけれども、メフォスと、議会でこういう意見があったんだということで、交渉はしてもらったんでしょうね、高過ぎるからもっと下げてくれというような交渉は。それは当然やってもらいましたよね。それで、その結果どうだったんですか。誰も聞いていないんですか。伺います。

4点目の建設水道課の工事の契約についてはそういうことで、民間の建て売り住宅のほうから急いでやってほしいということで、急遽、随意契約でやったと。

今年度の工事分も、随意契約でやっていますよね。その説明はなかったんですけれども。

この資料には3件あって、去年度の分と今年の方とあって、3点目のやつも、フェンス工事も随意契約なんですけれども、これについても若干説明をお願いしたいと思います、フェンス工事が随意契約になった理由を。

根岸の松の件は、了解しました。松の木の下の方、草ぼうぼうですので、きれいにしていきたいと思います。

それから、6点目のところも、ぜひ学校側と相談して対応をしていただきたいなというふうに思います。それは結構です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから1点目についてお答えいたします。

石川地方ツキノワグマ出没時における相互応援協定についてですが、主な内容、中身につきましては、先ほど申しました熊の被害防止対策に必要な捕獲従事者などの応援を要請し、相互に協力し捕獲や被害防除対策に当たるということになります。

具体的に言いますと、捕獲従事者、町の有害鳥獣被害対策実施隊を想定しておりますが、捕獲従事者などの応援を、管内5町村に対して各町村の有害鳥獣被害対策実施隊の方々に応援を要請できるということを想定しております。

管内におきましては、ライフルの所持者、それから熊の駆除の経験者もおりますので、浅川町におきましては、その経験や知見が不足していることから、浅川町だけではないのかもしれませんが、お互いに協力して対策に当たっていかうという内容になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） それでは、私のほうからは浅川小学校の基本構想・基本計画の部分についての再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、最適化委員会の懇談会の最終日ですが、令和8年3月24日火曜日になります。こちらが最終の委員会の開催日となります。

2点目です。

財政状況について、先ほど申し上げました遠藤様の判断をもって、大丈夫かというふうを確認したのかというおただしかと思いますが、こちらに関しては、遠藤様からもご意見を頂戴し、なおかつ福島県の市町村財政課のほうにも財政状況の確認をいただいたところでございます。

しかしながら、議員ご承知のとおり、建築資材も高騰しております。そして、当然、町の財政状況も、刻々とその状況状況によって変わってくるものでございます。当然、今回の補正予算をお認めいただけましたら、基本構想、そして基本計画の策定に当たっていくわけですが、そういった中で、国の補助金であったりとか、あとは有利な起債、そういったものも当然ながら検討をしております。

そして、一番肝腎な小・中学校の在り方、今現在、考えられるものとすれば、併設型がいいのか、それとも昨今あります義務教育校がいいのか、そういったものも含めて、今後しっかりと議論を重ねながら検討をしていきたいなというふうに考えてございます。

3点目、小・中学校を一緒にすることのご指摘でございますが、議員おっしゃるとおり耐震性と、あとは浅川町の子どもたちの将来にとってどういった環境が一番いいのか、そういったものを考えた結果でございます。

また、先ほど申し上げました小学校の耐震性の部分で、南校舎の部分に関しましては、耐震基準は新しい、新耐震基準のほうを満たしておりますので、例えば、副次的にはなりますが、そういったところで既存の施設をうまく活用して、例えば役場と公民館の複合施設というものも最適化計画の中でうたわれておりますが、そういったものもしっかり検討をしていけると。

皆さんもご承知のとおり、町の財政は決して潤沢ではございません。そういった中で、3月に行いました総務経済常任委員会のほうからも、ご説明をしたときに、しっかりとその財政計画、そして財政の構造改革、そういったものをしっかりと考えていながら進めていかなければいけないというご意見も頂戴しておりますので、そういったものももろもろ含めて、しっかりと今後の町の財政状況を検討しながら、しっかりとこの問題、この課題を克服していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

先ほどのメフォスとの契約、それらの交渉についてということなんですが、こちらのほうも先ほどの答弁と

同じくなりますが、基本的に今回の補正予算では、減額も含めて計上してございませんので、そういった資料も含めて準備はしてございませんが、メフォスとの、私も4月から、異動になってから、3月の議会でそういったお話が出ていますという話は、一度したところではございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、令和8年度の工事契約状況一覧表における工事の随意契約の内容についてご説明をいたします。

8水第1号フェンス設置工事ということで、こちら、随意契約といたしました。

こちらにつきましては、令和7年度の2番の工事、こちらの工事は、大本になっておりますのは雨水排水路の工事で、道路側溝のようなものの工事に伴って、7年度に舗装を追加で行ったというところがありまして、さらにその既存の側溝、水路と会社の敷地のぎりぎりのところにフェンスがありまして、そのフェンスがちょっと工事によって影響が出てしまいました。

それに伴って、このフェンスの、全部ではないんですけども、一部を更新したというところでございます。フェンスが、フェンスとしての用途がなかなか機能をしないような状況になってしまったものですから、ちょっと早めにとということで、安全のために随意契約とさせていただいたところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大体分かりました。

引っかかっているのは、その給食のメフォスのやつがどうなったかということで、就任される前に、もう契約は終わっていますよね。4月1日から就任ですからね、課長も教育長もね。その前に契約って、メフォスとの契約って終わっていますよね。新年度、幾らで委託するのかというのは。

それは、安くなりましたという話は、聞いてないということですか。そういう理解でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

4月からの業務委託という形になりますので、正式な契約につきましては4月1日以降という形になります。予算の計上の段階では、あくまでも予算の見積りという形で計上いたしまして、そこから予算、見積り、そして議会に提案、その中での議論という形になったと理解してございます。

その後の金額につきましては、交渉はされたかと思いますが、現在の予算の見積りの金額の範囲の中での契約というふうに理解をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 6ページの教育費。

先ほど、副町長からも説明がありました浅川小学校基本計画、計画策定業務委託料という形で1,100万円、出ておりますが、実はこれと似たようなやつ、以前に町民体育館の耐震工事のときに、たしかこういった予算が出て、あれはやらなくなったから町のほうにお金は戻ってきているんですか。それとも、逆にあれは、もう業務委託しちゃったから、もうやらなかったやつは、もうそれでお金払って終わりだということなんですか。

それ、ちょっと、私、分からないものですから、ちょっとお知らせください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

体育館の改修につきましては、議会の中でも一度ご説明をさせていただいたと思うんですが、事業計画として建て替えも含めて検討するというので、設計委託のほうを計上いたしましたが、かなりの金額がかかるという形であったため、その事業の内容については白紙という形で、なくすという形になりました。

ただ、その業務委託として契約した分につきましては、発注してしまったものですので、その分が補助対象になってお金で何か戻ってくるとか、返してもらうとかそういう形はありませんが、業務委託として縮小した形になりますので、その分の委託料の減額ということの対応はしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 減額はしたけれども、一応何にもやらないけれども払ったんだということですね。

万が一、今回も万が一ですよ、これ、するとやっぱりこう、国のほうが、今ちょっと、先ほど言ったけれども、イランとかああいうところでのいずれ、ちょっとこう、材料もないし厳しくなるから、これちょっと先延ばしになったなんというときにも、やっぱりまたこれと同じような方向性にもいく可能性もありますよね。いやもう材料が高くて、何にしたってやれないんだと、そういうふうになったときには、やっぱりまたそういった違う方向性にもいく可能性もあるということですよ、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ、基本計画ですから、まずは基本計画をしっかり練って、次の段階に進むことになると思います。

ちょっと、補足説明。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） それでは、私のほうから補足答弁をさせていただきます。

議員おただしのとおり、今回のほうは、あくまでも基本構想・基本計画ですので、そこをしっかりとまずは固めまして、当然、先ほど私が答弁しましたとおり建築資材の高騰でありますとか、当然、国の補助金、交付金、あとは有利な起債、そういったものも含めて、決して我々もこの小学校を単費でできるとは考えておりませんので、そういったものもいろいろ勘案しながら、そのときの状況状況に応じてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○6番（岡部宗寿君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 詳細については同僚議員がかなり細かく聞いていただいたので、私のほうから1つだけなんですが確認したいんですけども、7月、10月と12月と3月と各1回ずつ、4回ほどやられたということで、先ほど答申の話もちらっと出たんですが、懇談会形式なので答申というのはないんだよということで、答弁いただきました。

事務局を含めて22人の方が、議事録も確認させてもらっているんですが、7月と10月は頂いたんですけども、12月と3月はホームページのほうからコピーさせていただいて、見させていただきました。非常に活発な議論になったんだろうというふうには心得ています。それは、非常にご苦勞もあつたんだろうなというふうには思いますが、1つだけ確認させてください。

2026年2月13日に全員協議会で、総務課資料として「公共施設最適化計画策定に向けたこれまでの議論の整理」ということで、1枚の紙、A4判のやつを頂いています。これ、両面ありますけれども、その中の注5に「今後のスケジュールとしては、上記の町の考え方に沿って『公共施設最適化計画（案）』を作成し、パブリックコメントを経た案にて、議会にお示しした上で、令和8年度中に」小学校の建設基本構想等の補正を組むんだというふうに明記されています。

これ、私の勘違いかもしれませんが、このスケジュールのように進んでいるのでしょうか。それともショートカットしているのでしょうか、どこかを。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 副町長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） お答えをさせていただきます。

町といたしましては、今回の公共施設の最適化計画につきましては、3月17日に議会の総務経済常任委員会のほうにおいて説明をさせていただいたという点と、今回の最適化委員会の中に両常任委員会の委員長の方の参画を通じまして、必要な情報共有に努めてきたものとは認識をさせていただきます。

議員おただしのとおり、案を取れたものについてはお示しをしていないというところは事実でございます。ですので、今後しっかりと小学校の移転整備につきましては、しっかりと基本構想や基本計画の策定を進めてまいります。その過程におきまして、議会に対し適宜内容や進捗状況について説明を行い、議員の皆様からいただいたご意見も参考にしながら、しっかりと総合的に町として判断し、検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

それで1つ、議会からも両名、出席しています。確かに委員会のほうに出席しています。その話の中でということもあるんでしょうし、3月17日ですか、に説明したという話だと思うんですが、ここの中に1つ、パブリックコメントを経てという言葉があるんですが、先ほど来から合意したと。当初の説明のときや補正の説明のときも、最適化委員会で合意したというふうな言葉が使われましたよね、説明のときに。説明のときですよ。

合意したという意味は、懇談会の中で皆さんが賛成というような形で採決を採った上で合意という言葉なんでしょうか。

それとも、先ほど来から同僚議員も質問しましたが、地域住民に対しての説明会云々の中でこのパブリックコメント、逆に戻ってくるかどうかというのは非常にあれがあるんですが、ホームページ上にそういったことを載せるだけでも、こういうことをやっているんですねということで分かるんだと思うんですよ。

じゃ、パブリックコメントは行ったんですか、行っていないんですかということを再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） お答えいたします。

議員おただしのパブリックコメントということになれば、やっていないというところが事実です。

しかし「広報あさかわ」の5月号において、今回の最適化計画の内容を掲載をいたしまして、何かお問合せがあれば総務課のほうへお問い合わせいただきたいという形で、広報のほうには掲載をさせていただいたところでございます。

今日現在、総務課のほうには、こちらに関してのご意見は届いていないというところをご報告させていただきます。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） その点については了解しました。

ただし、ただしですよ、意見がないから云々じゃなくて、そういう場を設けることが、町、行政、執行部側の責務じゃないんでしょうかということ。それで、今、浅川町のお知らせ一覧、ざっと見ますと、パブリックコメントの、いっぱい出てきます。数多く、複数出てきますよね。今現在でも出てきていますよね。過去においても結構出てきています。

ということは、この一番大切な小学校基本構想をつくる上で、この1,100万という計上が、スタートラインですよ。入り口ですよ。非常に大事なことだと思うんですよ。

それに対して、その前に前提として、先ほど言いました公共施設最適化計画をつくるんだということで、それに対してのパブリックコメントを設けるんだというのが、スケジュールどおりになっているんだと思うんですが、それを今、やっていないということになれば、ほかのところで示しているからいいんじゃないかと、そういうことじゃないんだと私は思うんですよ。

やるやらない、それから地域の方なり住民、町民の方から、逆にパブリックコメントに出して、返答がないかもしれません。それは、ないかもしれません。あるかもしれません。

いろいろ考える機会を設けるためにも、それが絶対必要だというふうに私は思いますので、合意形成する上では、今後、先ほどの副町長の答弁の中にも、今後はそのときそのときで地域住民に対しても説明していきますよと、保護者に対しても説明していきますよということを、お言葉聞いたのでそれを了としますけれども、了としますが、ぜひ適時適時に説明を詳しく、議会もそうですけれども、町民の方へもそうですけれども、ぜひお願いしたいなということで、とにかく町の財政にとっても非常に重要な小学校建設に関わることで、ぜひともそのときそのときに、言葉は悪いですけどもショートカットなどしないように、順を追って進めて

いただきたいなということで、よろしくお願ひしたいというふうに思っていますので、お願いします。

○議長（水野秀一君） 副町長、栗林政和君。

○副町長（栗林政和君） お答えします。

今後、小学校の基本構想や基本計画、今回の補正予算、お認めいただいた場合には、しっかりと進んでまいります。その都度その都度しっかりと議会をはじめ、町民の皆様に丁寧に説明をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第33号 令和8年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第34号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本補正予算は、反対した議案第31号を予算化したものであり、先ほど述べたのと同じ理由で本案にも反対しますが、国民健康保険に子ども・子育て分を上乗せをするというのは、国保の相互扶助とは全く関係ないし、それを上乗せをして国保税を、今でも重い国保税を、さらに重くするというのは、福祉の向上につながるとは全く思いませんので、本案には反対します。

○議長（水野秀一君） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第34号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第35号 令和8年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第35号 令和8年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第4号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第20、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

日程第11、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第20、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 同意第4号から同意第13号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、いずれも本町の農業委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意を求める農業委員10人の住所及び氏名等の詳細は、議案書のとおりでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうから補足説明いたします。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となるため、1月26日から2月24日にかけて募集を行ったところ、定員10人に対し10人の推薦及び応募がございました。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決に入ります。

日程第11、同意第4号から日程第20、同意第13号までを、1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第11、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第12、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第13、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、1番、須藤孝夫君の退席を求めます。

〔1番 須藤孝夫君退席〕

○議長（水野秀一君） 日程第14、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

須藤孝夫君、復席をお願いします。

〔1番 須藤孝夫君復席〕

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君に申し上げます。

同意第7号は同意されました。

日程第15、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

日程第16、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

日程第17、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

日程第18、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

日程第19、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

日程第20、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員松崎清次氏が、令和8年7月21日をもって任期満了となり、次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、白川氏の住所及び氏名等の詳細は、議案書のとおりでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

---

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第22、発委第1号 浅川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、発委第1号 浅川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第23、請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第23、請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第24、議員派遣の件を議題とします。

なお、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第25、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第26、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第2号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第28を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

---

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第28、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、生田目源寿君。

〔議会事務局長（生田目源寿君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔発言する声あり〕

○8番（上野信直君） 何かあるんでしたら、先にどうぞ。

○議長（水野秀一君） 事務局長。

○議会事務局長（生田目源寿君） それでは、私のほうから、先に表題部分のかぎ括弧の中、ここの文字、1文字訂正がございます。被災児童生徒就学支援の「援」なんですけれども、こちらは、てへんになります。大変申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

○8番（上野信直君） 議長、いいですか。

○議長（水野秀一君） はい、上野信直君。

○8番（上野信直君） 請願書のひな形にはないんですけれども、やはりこういう意見書って、政府に対する意見書なので、普通は内閣総理大臣がトップに来るんじゃないかと思うんですけれども、総理大臣も宛名に付け加えたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 今、上野さんから申出があったんですが、どうですか、皆さん、その点について。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 提出者の立場から申し上げます。

確かに、8番、上野議員のおっしゃっているとおりではございますが、請願を求める教職員組合のほうからは、このような案で提出してくださいという意向でございますので、今回は原案どおりというか、渡された内容で請願をしたいと思います。

なお、こういう意見があったという旨は、私のほうからお伝えしますので、次年度からは、ぜひここに内閣総理大臣を付け加えるようにと申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○8番（上野信直君） はい。わかりました。

○議長（水野秀一君） 8番、よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第28、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第3回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分